



宮 崎 県 公 報

平成29年3月6日(月曜日) 第 2875 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課) 1
- 民有林の保安林の指定予定(2件)……………(自然環境課) 1
- 民有林の保安林の指定(2件)……………(“) 1

頁

- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始(2件)……………(“) 2
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(“) 3
- 海区漁業調整委員会指示**
- 漁業法に基づく指示(2件)…………… 4

告 示

宮崎県告示第 156号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成29年3月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
吾社クリニック	串間市	精神通院医療	平成29年3月1日

宮崎県告示第 157号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成29年3月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字宮浦字立石64-68-1、大字風田字立石水場4288、4290、4296-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 158号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成29年3月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字市木字子持田5222-2、字寺田5224、字牛ヶ谷5299-2、字根頃木5752-2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 159号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成29年3月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町瀧上字高原9619-1、9619-11から9619-14まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 160号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成29年 3 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字松尾字岩屋戸 1323 - 1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字岩屋戸1323 - 1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 161号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 3 月 6 日から平成29年 3 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
205	県道	向山日之影線	西臼杵郡日之影町大字岩井川字尾迫3260番 4 地先から同郡同町同大字同字3262番 1 地先まで	旧	6.0～40.5	264.0
				新	13.0～44.0	264.0

宮崎県告示第 162号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 3 月 6 日から平成29年 3 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字才原 123番 8 地先から同郡同町同大字同字84番 1 地先まで	平成29年 3 月 6 日

宮崎県告示第 163号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 3 月 6 日から平成29年 3 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町榎峰字松崎ノ下未 485番 6 地先から同市同町榎峰同字未 485番 4 地先まで	平成29年 3 月 6 日

宮崎県告示第 164号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年 3 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日之影町	中 尾 川	11 - 442 - 1 - 002	土 石 流
	東 川 口 川	11 - 442 - 1 - 004	土 石 流
	川 口 川	11 - 442 - 1 - 005	土 石 流

谷下川	11-442-2-010	土石流	五ヶ瀬町	本屋敷川	11-443-2-057	土石流
大吐川	11-442-2-011	土石流		本屋敷(3)	I-1-1995	急傾斜地の崩壊
大人川	11-442-2-022	土石流		本屋敷(4)	I-1-1996	急傾斜地の崩壊
川口川(1)	11-442-2-023	土石流		本屋敷(1)	I-1-1997	急傾斜地の崩壊
大人-新①	I-1-1950-新①	急傾斜地の崩壊		半蔵谷	I-1-3801	急傾斜地の崩壊
矢形的	I-1-1953	急傾斜地の崩壊		本屋敷(5)	II-1-8452	急傾斜地の崩壊
神影上	I-1-1969	急傾斜地の崩壊				
中崎	I-1-1971	急傾斜地の崩壊				
小崎	I-1-1972	急傾斜地の崩壊				
大吐	I-1-1985	急傾斜地の崩壊				
谷下	I-1-1986	急傾斜地の崩壊				
中崎-1	I-1-3764	急傾斜地の崩壊				
原の園	II-1-8300	急傾斜地の崩壊				
原の園-新①	II-1-8300-新①	急傾斜地の崩壊				
小崎-1	II-1-8302	急傾斜地の崩壊				
小崎-1-新①	II-1-8302-新①	急傾斜地の崩壊				
小崎-1-新②	II-1-8302-新②	急傾斜地の崩壊				
中尾-1	II-1-8303	急傾斜地の崩壊				
中尾-1-新①	II-1-8303-新①	急傾斜地の崩壊				
大吐-1	II-1-8304	急傾斜地の崩壊				
矢形的-2	II-1-8346	急傾斜地の崩壊				
谷下-1	II-1-8347	急傾斜地の崩壊				
滝水	II-1-8348	急傾斜地の崩壊				
谷下-2	II-1-8349	急傾斜地の崩壊				

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 165号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年3月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日之影町	中尾川	11-442-1-002	土石流
	東川口川	11-442-1-004	土石流
	大吐川	11-442-2-011	土石流
	川口川(1)	11-442-2-023	土石流
	矢形的	I-1-1953	急傾斜地の崩壊
	神影上	I-1-1969	急傾斜地の崩壊
	中崎	I-1-1971	急傾斜地の崩壊
	小崎	I-1-1972	急傾斜地の崩壊
	大吐	I-1-1985	急傾斜地の崩壊
	谷下	I-1-1986	急傾斜地の崩壊
	中崎-1	I-1-3764	急傾斜地の崩壊

	原 の 園	Ⅱ - 1 - 8300	急傾斜地の崩壊
	原の園-新①	Ⅱ - 1 - 8300 - 新①	急傾斜地の崩壊
	小 崎 - 1	Ⅱ - 1 - 8302	急傾斜地の崩壊
	小崎-1-新①	Ⅱ - 1 - 8302 - 新①	急傾斜地の崩壊
	小崎-1-新②	Ⅱ - 1 - 8302 - 新②	急傾斜地の崩壊
	中尾 - 1	Ⅱ - 1 - 8303	急傾斜地の崩壊
	中尾-1-新①	Ⅱ - 1 - 8303 - 新①	急傾斜地の崩壊
	大吐 - 1	Ⅱ - 1 - 8304	急傾斜地の崩壊
	矢形の的-2	Ⅱ - 1 - 8346	急傾斜地の崩壊
	谷下 - 1	Ⅱ - 1 - 8347	急傾斜地の崩壊
	滝 水	Ⅱ - 1 - 8348	急傾斜地の崩壊
	谷下 - 2	Ⅱ - 1 - 8349	急傾斜地の崩壊
五ヶ瀬町	本屋敷川	11 - 443 - 2 - 057	土 石 流
	本屋敷 (3)	I - 1 - 1995	急傾斜地の崩壊
	本屋敷 (4)	I - 1 - 1996	急傾斜地の崩壊
	本屋敷 (1)	I - 1 - 1997	急傾斜地の崩壊
	半 蔵 谷	I - 1 - 3801	急傾斜地の崩壊
	本屋敷 (5)	Ⅱ - 1 - 8452	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第 115号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

なお、この宮崎海区漁業調整委員会指示は、平成31年12月31日を

もって効力を失う。

平成29年 3 月 6 日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

宮崎県児湯郡川南町及び高鍋町地先海面において、次のとおりまき餌の使用を禁止する。

1 禁止区域

児湯郡都農町・川南町界陸岸から 117度の線と、児湯郡高鍋町・新富町界陸岸から 117度の線とによって囲まれた海域。ただし、児湯郡高鍋町・新富町界陸岸から 117度の線と児湯郡高鍋町大字北高鍋3485番地の日本電信電話株式会社の鉄塔と、高鍋町大字上江字飯長寺の金比羅山頂を見通す線とによって囲まれた水深30メートル以浅の海域は除く。

2 禁止期間

平成29年 3 月 6 日から平成31年12月31日まで

宮崎海区漁業調整委員会指示第 116号

宮崎海区におけるさんごの採捕について、漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

平成29年 3 月 6 日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

（採捕の制限）

1 宮崎海区において、あかさご、ももいろさんご及びしろさんごの生体及び死骸（以下「宝石さんご」という。）を採捕してはならない。ただし、宮崎海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

（承認の対象者）

2 承認の対象となる者は、宝石さんごに係る試験研究を実施しようとする者とする。

（承認証の交付）

3 宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付する。

（承認証の携帯義務）

4 承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、3の承認証を携帯しなければならない。

（承認の制限、条件の変更又は採捕の停止）

5 委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

（承認の取消し）

6 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

（譲渡又は販売の禁止）

7 承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡又は販売してはならない。

（意図しない混獲による宝石さんごの所持又は販売の禁止）

8 承認を受けないで採捕した宝石さんごの所持又は販売してはならない。

（採捕報告書の提出）

9 承認を受けた者は、採捕の結果について採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければならない。

（取扱要領）

10 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

（指示の有効期間）

11 この指示の有効期間は、平成29年3月6日から平成31年12月31日までとする。

--	--